

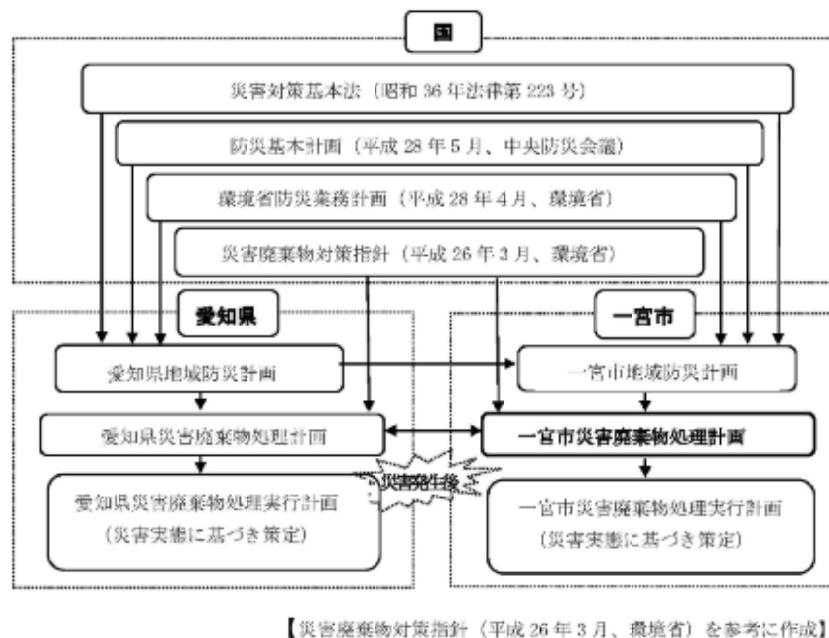
一宮市災害廃棄物処理計画の概要

1 計画策定の目的

災害によって発生する廃棄物（ごみ、し尿、がれきなど）の処理に係る予防措置、緊急時の対応、復旧時の対応について、適正かつ円滑な処理を実施するために計画を定める。

2 本計画の位置付け

本計画は、環境省の定める「災害廃棄物対策指針」に基づき策定するものであり、「一宮市地域防災計画」、「愛知県災害廃棄物処理計画」と整合を図り、災害廃棄物の処理を円滑に行うために必要な事項を示したものである。



3 対象とする災害と災害廃棄物

(1) 対象とする災害

一宮市災害対策本部の設置が必要となる地震災害及び風水害とする。

対象とする災害

対象とする災害	概要
地震災害	地震の揺れに加え、これにより発生する火災、液状化など
風水害等	台風、集中豪雨など

(2) 本計画における被害想定(最大)

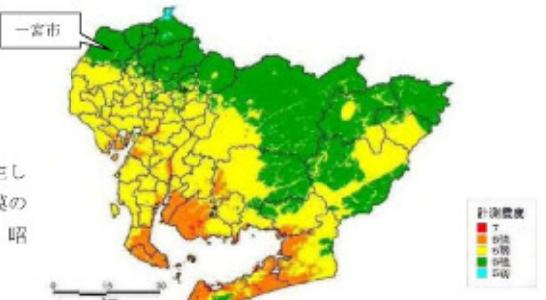
被害想定は、台風や豪雨による被害に比べ、特に被害が広い範囲に及び、建物等の被害からののがれき類や避難所からのごみ、し尿など、大量の廃棄物が発生することが想定される南海トラフ地震の「過去地震最大モデル」により想定される被害とする。

想定する地震

地震名	過去地震最大モデル
震源域	南海トラフ周辺
震度	震度6弱
津波	津波到達なし

◎過去地震最大モデルとは、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルである。

震度分布図(過去地震最大モデルによる想定)



想定する被害

建物被害 (建物全壊・焼失棟数)	揺れによる全壊	約80棟
	液状化による全壊	約2,700棟
	地震火災による焼失	約10棟
人的被害 (死者数)	建物倒壊等による死者 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	(一)
	地震火災による死者	—
	ブロック崩・自転車充電機の転倒、屋外落下物による死者	—
避難者数	地震による避難者(被災1か月後)	約84,000人

◎建物被害、人的被害は、地域防災計画における最大被害を想定し、避難者数は、「平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震・東洋地震等被害予測調査報告書(平成26年3月)」の想定結果に基づく。

(3) 対象とする災害廃棄物等

対象とする災害廃棄物等は、災害の発生により特に通常時と異なる対応が必要と思われる地震による震災廃棄物と風水害による水害廃棄物とする。

対象とする災害廃棄物等

被災者の生活に伴う廃棄物	生活ごみ、避難所ごみ、し尿
災害によって発生する廃棄物等	可燃物、不燃物、木くず、コンクリートがら等、金属くず、有害廃棄物、腐敗性廃棄物、廃家電、廃自動車など

4 災害廃棄物処理の基本方針

(1)衛生的かつ迅速な処理

災害で発生した廃棄物（し尿を含む）を衛生的に、可能な限り迅速な処理を進める。

(2)計画的な対応・処理

多量に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場の適正配置や有効な処理施設の設置により計画的な処理を進める。

(3)安全・環境に配慮した処理

災害廃棄物の運搬や処理は、作業の安全確保を図り、周辺の生活環境への影響に配慮して進める。

(4)分別・リサイクルの推進

建築物解体時から徹底した廃棄物の分別を行い、リサイクルの推進と処分量の低減を図る。

5 被災者の生活に伴う廃棄物に係る事項

(1)ごみの処理

避難所ごみの処理は、基本として環境センターで行う。破損などにより環境センターで処理が行えない場合や処理能力が不足する場合には、他の市町村に応援を要請する。

避難所ごみの発生量の推計

区分	発生量
可燃ごみ	188 t/日
不燃ごみ	4 t/日
資源	11 t/日
計	203 t/日

(2)し尿の処理

し尿の処理は、基本として衛生処理場で行う。破損などにより衛生処理場で処理が行えない場合や処理能力が不足する場合には、下水道施設または他の市町村に応援を要請する。

し尿の発生量の推計

区分	し尿発生量	仮設トイレ等のし尿のくみ取り人数
くみ取りし尿	350.9 kL/日	206,400人

6 災害によって発生する廃棄物に係る事項

(1) 災害廃棄物の発生量の推計

災害廃棄物の発生量は、愛知県の推計結果を使用する。

災害廃棄物の発生量の推計

区分・品目等	発生量(重量)	発生量(容積)
災害廃棄物	103,136 t	187,519 m ³
可燃物	359,113 t	242,644 m ³
不燃物	462,248 t	430,163 m ³
合計		

出典：愛知県の市町村別災害廃棄物等発生量推計（平成27年7月）

◎端数処理を行っているため、合計が各項目の和に一致しない。

(2)仮置場

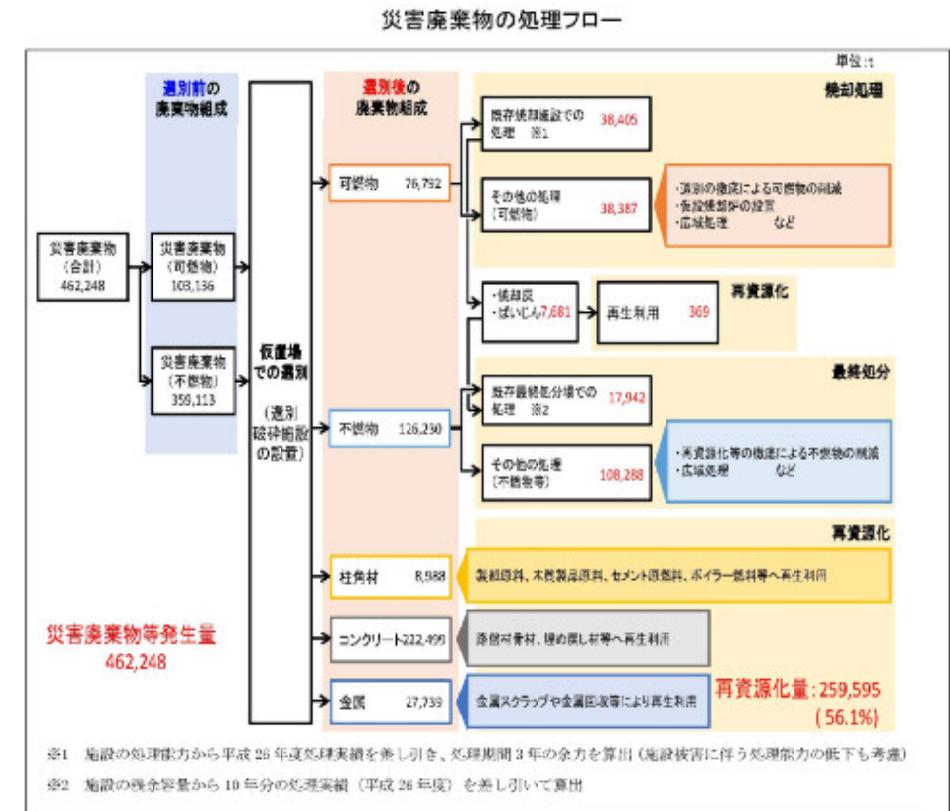
仮置場は、主に一時的な仮置き・分別を行う一次仮置場と、主に災害廃棄物の破碎・選別・処理等を行う二次仮置場に分けて設置を行う。

仮置場の考え方



(3) 中間処理・再資源化・最終処分

本市の一般廃棄物処理施設を最大限活用し、災害廃棄物の処理を進めるとともに、避難所、仮置場での選別を徹底し、再資源化を図ることにより最終処分量の削減に努める。



【愛知県の市町村別災害廃棄物等発生量推計（平成27年7月）を参考に作成】

◎端数処理を行っているため、合計が各項目の和に一致しない。

7 広域処理

本市内で計画的に廃棄物処理を完結することが困難であると判断した場合は、県と協議のうえ、実施に向けた調整を行う。

8 本計画の推進

本計画は、国や県から災害廃棄物処理対策にかかる技術的な支援を得るとともに、広域化プロジェクト会議や全国都市清掃会議などを活用して、市町村間の連携を図り推進する。